

【事案Ⅱ－3】入院・通院共済金請求

・ 平成 24 年 4 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

規約の定める「入院」に該当しないことを理由に、病気入院共済金 51 万円が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、共済金 51 万円を申立人に支払えと、との判断を求める。

(1) 51 日間の入院期間中、共済金支払い対象日数が 13 日間しか認められないとの被申立人の決定に対して不服である。

<共済団体の主張>

本件申立を棄却するとの判断を求める。

(1) 入院共済金の入院に該当するためには、つぎの 3 要件をすべて備えることが必要である。

- ① 医師による治療の必要性
- ② 自宅、通院による治療の困難性
- ③ 常に医師の管理下において治療に専念すること

(2) 一般にヘモグロビン A 1 c の値が 8.0%以上、空腹時血糖 160m g / d l ・食後 2 時間後 220m g / d l 以上になると一定の入院が必要とされているが、申立人の入院直前と入院開始時点におけるヘモグロビン A 1 c、血糖の値は高いとはいえない。

(3) 申立人は糖尿病に罹患しているため、医師の治療の必要性自体は否定できないが、今回入院時の症状は重篤ではなく、血糖コントロールのための入院であったと思われる。入院中の治療においても病院食の欠食が見受けられ、食事療法に専念していないことが伺え、入院中一度も低血糖状態になっていない。

(4) 内服療法による血糖コントロールを主とした治療内容であるから、外来治療が可能と考えられ、医師が血糖コントロールのために、入院を認めたことを最大限考慮しても、最初の外泊が認められた時点で入院の必要はなくなったといわざるを得ない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議し、次の理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了

した。

- (1) 共済規約において支払いの対象となる入院に該当するか否かは、単に入院した事実があるか否かだけではなく、医師による治療が必要であり、かつ、自宅での治療が困難なため病院又は診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念する必要があったかを判断する必要がある。
- (2) 申立人は、糖尿病歴が明らかであるものの、その値は治療中断状態における値であるので、即入院の適応があるとはいえない。通常は外来での治療、および経過観察で十分である。
- (3) 本件の内服薬を検討すると、使われた薬剤は、導入にあたって入院を必要とするレベルのものではなかった。
- (4) 末梢神経障害で入院適応となるのは、ひとつは、あまりの高血糖状態のために（HbA1c 10%以上など）感覚神経のみならず、運動神経の障害を来して片足が麻痺するなどの重篤な障害を来したとき、あるいは、糖尿病性末梢神経障害が原因で足壊疽を呈してきたような場合である。本件の場合、これらには該当しない。